高雄市議會第2屆議員選舉第 12、13 選舉區選舉公報

高雄市選舉委員會 編印

高雄市議會第2屆議員選舉,經定於中華民國一百零三年十一月二十九日(星期六)上午八時起至下午四時止舉行投票。茲依公職人員選舉罷免法 第四十七條規定,將候選人所填之政見及個人資料刊登如下,候選人個人資料係依據候選人所填列資料刊登,如有不實,由候選人自行負責。

	四十七條規定			_			这政見及任	固人資料刊登如下,候			資料係依據候									自行負責。
號次	相片	姓 名	出生年月日	生地地	推薦之政黨	學 歷	經 歷	政見		號 次	相片	姓 名	出生年月日	性別	指 推薦之 政黨	學 歷	經 歷		政	見
第	12選舉區: 高									第15選舉區· 茂林區、大社區、大樹區、仁武區、鳥松區、鳳山區、大寮區、旗津區、苓雅區 、 前鎭區、小港區、林園區之山地原住民。										
1		部 Eteng·In	54 年 2 月 24 日	臺灣省花蓮縣	民主進步黨	高空法法業 市大學組 業	12政集雄長高委會原員民委明高民3議教市6員民8等には雄政・員會原台7族教政高市委第4牧民北・委育策議會會屆美5主原政會原員社召高港・任民院委住會	 提高原住民生育津貼。 争取北區原住民傳統聚會所。 争取舊原民會館改造為原住民社會福利服務中心。 創造中高齡工作舞台,改造都會農園為有機農場收購為學生營養午餐用菜。 爭取國、高中學生補救教學補助金。 爭取原住民大專生實習及暑期工讀機會,提早適驗。 敦促市政府於大高雄地區大專院校開設原住民專學生入學機會。 推動原住民部落大學與市立空大合作,修業取得分及大學學位,逐步落實建構在地原住民族知識體 爭取高雄銀行成立信貸基金,以專案辦理原住民貸 爭取設置原住民秀場及文化產業中心,成為大高新亮點。 	易並與學校合作, 適應與累積工作經 事班,增加原住民 身市立空大大學學 豐系。 資款。	1		Pasulang · Tomatalate 范織欽		男加	新無	一中公管所二師教畢間三屏畢、山共理碩、範「業部、東業國大事研士高學」()省師。立學務究。雄院系夜。立專	長。 四、義守大學兼任 講師。 五、高雄師範大學 教育研究所四十學 分班。	穩規住絡園高之習詢列先個觀過,說到民原輔於補、服。理安身別。 一個無常,與其工助會獨立,以為與其工的。 一個,與其一個,與其一個,與一個,與一個,與一個,與一個,與一個,與一個,與一個,與一個,與一個,與	予的、值域、 都等取加與 我,我不可以,我就是不在在,我们,我们,我们,我们,我们,我们,我们,我们,我们,我们,我们,我们,我们,	
2		主 義 ##	49 年 3 月 20 日	臺灣省台東縣	中國國民党	政治作戰 學校專科 69年班	住民工作會委員、 高市左楠區黨部委 員、左楠區志工團	3・爭取設籍高雄市55歳以上原住民健康保險費自付額4・爭取設籍高雄市55歳以上老人免費搭公車、捷運等プラ・爭取各行政區原住民部落聚會所,凝聚情誼。6・爭取市府公共工程五百萬以上,廠商僱用原住民5年作權。	富)。 頁補助。 大眾運輸工具。	2		唐惠美	47 年 1 月 1 日	女际	高催 中國國 民黨	仁愛國小 明立內埔 農工	中十國楚霧部景理理究獲章空國人國民黨之人任管理內國人民黨之人,在管理內別,一個人民黨之人,一個人民黨之人,一個人,一個人,一個人,一個人,一個人,一個人,一個人,一個人,一個人,一個	二三 四 五 六七 八 九 十十二	福,源伴及民, 區化項算 項工 規擬強制和積結係表權續 墓色能列 業等 割訂化, 整強 公 書計 或區宣監 化 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	協會、教會、同鄉會等團體共同執行要點,以利推動原區的事務復建工作未盡事宜,落實城鄉均能動分。是更新興建納骨牆。教育,倡導優質文化傳承,加強分配數增加,以利各項事務推動等再生精緻計畫。2.文化觀光產業品泉開發計畫。5.餐飲、民宿推廣之原住民老人關懷站。,提供教友所租賃補助管理辦法,提供教友
第	13選舉區: 淵	選舉投票有關規定: (一)投票時間:民國一百零三年十一月二十九日(星期六)上午八時起至下午四時止。 (二)選舉人資格: 1.中華民國國民年滿二十歲,即民國八十三年十一月二十九日(包括當日)以前出生,除受監護宣告尚未撤銷者外,在各該選舉區內繼續居住四個月以上,即民國一百零三年七月二十九日(包括當																		
1		門 Istanda	43 年 5 月 4 日	高雄市	- 24	國立屏東 東 中 東 東 東	展國任國國業中十代高工高導長 以納 屏教 國十 黨務後組主 以納 原育 國十 黨務後組主 以總 範究 屬 原委軍、 以	1 以民意為依歸,落實監督市政,用心專業服務,全 民權益和社會福利政策。 2 致力推動高雄市原住民各族群文化發展與傳承,加 育,協助各協會組織及宗教團體活動之推展 3 建請中央政府積極改善台 2 1 線(為台 2 9 線)道 道路面,加強照明設備,確保民眾用路安全 4 敦促中央政府及原民會儘速修建達卡努瓦里至瑪雅 ,方便民眾通行和農產運送,促進地方發展 5 督促政府輔導杉林區大愛里居民就業、就學和文化 應有的生活居家照顧及保障社會福利。 6 建請市府設置原住民農特產品展售形象商屬,協助	四強族語家庭化教 道路,拓寬橋樑引 進平台之聯絡道路 比永續傳承,落實 功農民和業者建立 ,致力發展觀光產	1.中華民國國民年滿二十歲,即民國一百零三年七月二十九日包括當日以前地生。除受監護宣告尚未撤銷者外,在各該選舉區內繼續居住四個月以上,即民國一百零三年七月二十九日包括當日以前遷及設有戶籍,在民國人實等三年十一月二十八日繼續居住者,有直轄市長。原住民區民人民表,里長選舉投票權。【上項居住期間,在行政區域劃分選舉區者,仍以行政區域為範圍計算之。但於選舉公告發布(一百零三年八月二十一日含當日後,遷入各該選舉區者,無選舉投票權。】 2.原住民選出上直轄市議員,其選舉人須符合前款規定,並分別具有「平地原住民」或「山地原住民」身分者為限。 (三) 選事人致票應注意事項: 1.投開家地監兒投開票所一覽表)。 2.投票時攜帶本人國民身分證、印章及投票通知單;未攜帶投票通知單者,務請記住投票通知單上之號碼,於領票時告知發票管理員。 3.選舉人應於規定之投票時間內到過程票,逾時不許入場,但已於規定時間內到場,尚未投票者仍可投票。選舉人應一次進入投票所投票,解則投票所後,不得再次進入投票所投票。 4.選舉人或其阳官家而不得相關中景极及其他指於器材起入投票所,違反者依公職人到選舉罷免法第一百零六條第一項規定,處對臺幣三萬元以上一萬元以下罰錠。 5.任何人不得於投票所以攝影器材刺採選舉人園選選舉票內容。違反者依公職人員選舉罷免法第一百零六條第二項規定,處五年以下有期徒刑,併料新臺幣五十萬元以下罰金。 6.選舉人團選後,不得將圍選內容出示他人,達者依公職人員選舉罷免法第一百零九條規定,處二年以下有期徒刑、拘役或科新臺幣二十萬元以下罰金。 7.在投票所或開票所有下列情事之一者,經投票所主任管理員會同主任監察員令其退出,而不退出者,依公職人員選舉罷免法第一百零五條之規定,處二年以下有期徒刑、拘役或科新臺幣二十萬元以下割金: (1) 在場區讓或干擾動誘他人投票或不投票,不服制止。 (2) 攜帶武器或危險物品入場。 (3) 有其他不正當行為,不服制止。 (3) 有其他不正當行為,不服制止。 (3) 有其他不正當行為,不服制止。 (4) 指導學票後,應立即使用選舉機關製備之圈選工具,自行圈選,並將選舉票摺疊投入票區,不得逗留;如將選舉票攜出投票所者,依公職人員選舉罷免法第一百零八條第一項規定,處一年以上五萬元以下罰。 9.在投票所四周三十公尺內,喧嚷或干擾動誘他人投票或不投票,經警衛人員制止後仍繼續為之者,依公職人員選舉罷免法第一百零八條第一項規定,處一年以下有期徒刑、拘役或科斯臺幣一萬五千元以下罰金;如將選舉票的國三十公尺內,喧嚷或干擾動誘他人投票或不投票,經警衛人員制止後仍繼續為之者,依公職人員選舉罷免法第一百零八條第一項規定,處一年以下有期徒刑、拘役或科斯臺幣一萬五千元以下罰金。 9.在投票所四周三十公尺內,喧嚷或干擾動誘他人投票或不投票,經警衛人員制止後仍繼續為之者,依公職人員選舉罷免法第一百零八條第一項規定,處一年以下有期徒刑、拘役或科斯臺幣一萬五千元以下罰金。 10.選舉票團選示範圍如下(依公職人員選舉罷免各種書件表冊格式七之(三)地方公職人員選舉率來,依公職人員選舉罪免法第一百零八條第一項規定,處一年以下有期徒刑、拘役或利益等。										
2		民姓	46 年 5 月 17 日	高雄市	無	一縣民畢高甲中三內畢、三權業雄仙學、埔業高民國二縣國畢省農雄鄉小、立民業立工	(1) 15 作副縣課所が上、(1) 15 作副縣課所が上、(1) 16 職職以(1) 16 世紀 17 世紀 18 世紀 1	(一)促請市府重視原鄉社區住宅問題,要求市府編列經取得建照執照,請市府逐步開放農地讓無住屋者能自聚原鄉地區設置老人赴大醫院就診專車,照顧長輩健康很取經費興建青少年活動中心,提供青少年健康体閒的建議籌建身心障礙團體廣設庇護工廠,落實銷班,與實施與實際。(五)爭取經費補助並輔導原鄉各產業產銷班,的實施,與生活品質。(六)促請市府重視農民災害損失的。(七)建一次,與生產成本要求市府降低肥料價格。(七)建一份,與共產之。(八)要求市府重視與關心偏遠都的人偏遠都,與人提升農民收益。(八)要求市府重視與關於值處都會原住民生態公園以維護及復育珍稀動植,與及排水重建及養護工程機制。(九)爭取經費籌物。(計五)爭取補動原鄉各項產業發展。(十四)促請市府充實原住民弱勢家庭資性民每人每年往返原鄉文化傳承之交通津貼2000年育文化素養。(十四)促請市府充實原住民弱勢家庭資質與大學與大學與大學與大學與大學與大學與大學與大學與大學與大學與大學與大學與大學與	建復任性 人名英克勒 医电子性 人名英格兰 人名英格兰人姓氏格兰 人名英格兰人姓氏格兰 人名英格兰人姓氏格兰 人名英格兰人姓氏格兰 人名英格兰 人名英格兰人姓氏格兰 人名英格兰人姓氏格兰 人名英格兰人姓氏格兰 人名英格兰人姓氏格兰人名 人名英格兰人姓氏格兰人名 人名英格兰人姓氏格兰人名英格兰人姓氏格兰人姓氏格兰人姓氏格兰人姓氏格兰人姓氏格兰人姓氏格兰人姓氏格兰人姓氏	※請使用選舉委員會製備之圈選工具圈蓋選舉票,選舉票「蓋章」或「按指印」,無效。 (四)選舉票顏色: 1.直轄市長選舉票為淺黃色。 2.區域議員選舉票為為淺縣色。另應於右上角加印直徑三公分紅色圓圈,並於圓圈內加印「山地原住民」字樣。 4.平地原住民議員選舉票為淺藍色。另應於右上角加印直徑三公分紅色圓圈,並於圓圈內加印「平地原住民」字樣。 5.原住民區民代表選舉票為淺橘色。 7.里長選舉票為粉紅色。 (五)選舉票有下列情形之一者無效: 1.圈選二人以上。 2.不用選舉委員會製發之選舉票。 3.所圈位置不能辨別為何人。 4.圈後加以经改。 5.簽名、蓋章、按指印、加入任何文字或符號。 6.將選舉票新來致不完整。 7.將選舉票新來致不能辨別所圈選為何人。										
第		重區、田寮區 也原住民。	、岡山區、燕巢區、橋頭區、鼓山	第九十三條 違反第五十五條第一款規定者,處七年以上有期徒刑;違反第二款規定者,處五年以上有期徒刑;違反第三款規定者,依各該有關處罰之法律處斷。 第九十四條 利用競選或助選機會,公然聚眾,以暴動破壞社會秩序者,處七年以上有期徒刑;首謀者,處無期徒刑或十年以上有期徒刑。 前項之未遂犯罰之。 第九十五條 意圖妨害選舉或罷免,對於公務員依法執行職務時,施強暴脅迫者,處五年以下有期徒刑。 犯前項之罪,因而致公務員於死者,處無期徒刑或七年以上有期徒刑;致重傷者,處三年以上十年以下有期徒刑。																
1		拾. Takilud. 噜	年 5 月	高雄市	無	一、桃 寶二國中	教南中師越總鄉台動八住總督懷玉中督二引。盟原盟水部。老王中督二引。盟原盟水部。老主山會長、水三總住總災落六教任神議老反行、召民召高再、會。學長教荖動桃。部。雄造台部院、會濃聯源四落五縣聯灣落、高牧溪盟愛、行、原盟基關、 高	一、以愛播下希望的種子,使每團體,成為有希望的種子,使每團體,成為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為為	那會原文的 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	第九十六條										
2		秀琴	43 年1月 月12 日	臺灣省屏東縣	十國國民	私立逢甲 大學合畢 經濟系	教師 二、高雄市甲仙地 區農會桃源辦 事處職員 三、高雄縣桃源鄉	一、有效改善玉穗至複興替代道路,因農民需種植 季,都帶來農民的不便道路坍方常困擾區民無法將收 交易,尤其八八水災之後地基嚴重受損常年下、改善替代道路的修復,才是正當性。二、損常年、改善替代道路的修復,才是正當性。二受損,不以善人 ,以更豐沛的水源,把水源周邊修復堅固才行。之 提升觀光体憩,增進觀光產業,八八次災之後原鄉八個村落的自來水嚴重可行行。 提升觀光体憩,增進觀光產業,八八次災之後。 所能重視,重新恢復溫泉產業藥品 實格不過去,原鄉都傳達民人大、工人 實格不穩定,而傷害到農民的權益。尤其農合一, 。 一,提升原鄉的生活品質。五、重視原鄉就業輔導 定,提升原鄉的生活品質。五、重視原鄉就一十人 定,提升原鄉的生活品質。五、重視原鄉就一十人 定,提升原鄉的生活品質。五地已經沖刷了 定,提升原鄉的生活品質。 自從八八水災之後,原來的土地已經沖刷 定,提升原鄉的生活品質。 自從八八水災之後,原來的土地已經沖 ,則則則則 ,則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則	放於 就 就 就 就 就 就 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所		第一年	行選、或十投 、 反各第或法 體票二處 第 人法他事,人脅罷公票 第第級五第人 , 以項分如一 , 之法務有、迫免尺、 四四機十五團 刊外之,黨百 對罪律人下被或票內開 十十關一十體 播之罪虛推零 於,有員下被或票內開 十十關一十體 播之罪虛應率 於,有員所能其攜,票 五九首條六違 競物或樓薦九 其經較別體其攜,票 五九首條六違 競物或樓薦九 其經較別體稅出喧而 條條長規條反 選投刑事之條 他判重假	事人非場嚷抑、、第或定規第一廣入法實柔、「候刑處借之、法外或留「第一相於定五」告票第,選刑(選確罰職一配之者干、「五項關廣者十一成團一而人法」人定之務(名矣方,擡毀一十、人告,二)委,百為犯等「犯者規力	,案法處勸壞(二第員中處條(託或四前第一)刑,定之在提,一誘、(條二違載新第(夾故十項九百)法依者權場議妨年他隱(第項反明臺)(報三三十四)第前,力則,是以是以民一(更第千曹巧), 精撰修旨四十二項系	物学、保下投、「項第五路官」、「解析等目候」、「再建工機」、「日本のでは、「現まのでは、「現まのでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、 日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは 「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは	《	有員、科衛、 八臺年團元第 十免後之九條 七 犯事務元績、 項二並者第圖 者五, 第條 七 軍期表鍰定 二處內斷第百 、 下臺中團元第 十免 一四 第 一次	整位	或其辦事人員對罷免第一樣、開票報告表別,有人與人國人,與一個人國人,與一個人與一個人,與一個人,與一個人,與一個人,與一個人,與一個人,與一個人	是之進行。 各一萬五千元以下罰金。 統計或圈選工具者,處五年以下有期徒 養。 第元以下或該廣告費二倍之罰鍰。 明。 大條規定者,依前項規定,併處罰其代
3		F Istanda・Paingav Paingav Paingav	年 10	高雄市	無	一台大二師國師畢屏畢立範業東業	任任師20路三族盟時益五教導市政、、二额建大益召新動台研分一集寶美、貫和聯高共集桃聯灣究班屆人來濃通至盟雄識人源盟首所六市國國南台執原革四愛總府教、議中中橫東行住新、鄉幹大育高員中中橫東民縣新權事學領雄社	一、貫徹爭取台20線南橫公路勤和至台東道路,復建路一、貫徹爭取台20線南橫公路勤和至台東道路,復建之,於重於重大。與學子對於軍人,與學子對於軍人,與學子對於軍人,與學子對於軍人,與學子,與學子,與學子,與學子,與學子,與學子,與學子,與學子,與學子,與學子	各位,		犯本章之罪或刑; 第一百十四條 已登記為候選明 一、、末海、實理學 三、、籍求有動用部 三、、籍要求有職 四、、外和職 五、、外和職員 第一百十五條 門事案件,負害 第一百十六條 犯本章之罪或刑;	法之拒員挪或故舉受,法七未或:其罰,,腎;法人罰者分現絕會用有調,機檢第條受職、世之要所,法人罰者則任選人公指動由關察六第緩權、非。求收誘之営之,第公舉事款增人最、官章一刑之、之、期之投法,二二分人員業競監,法體依害至宣員、方、約購買,以、年、資人員業競監,法體依害至宣員、方、約購買,以、足	之員會務選督對院或刑投第告, 、 、 以各、投修、下妨,請。之關競檢人事票三者經,妨,受收行票遷,有害有協,費係選察民訴罪項,改善害,期之使發徙,期代予辦,用之預署是訟之、自判,作,則之其咎罪,	票列事 。團作檢類法案第判無 也 各。其是15 是那情項 體人察案及件九決罪 自 其全票正取、野荒就 暨事總件調,十之時 由 他部權確得 拘得 "是", "是", "是", "是", "是", "是", "是", "是",	置之情。 各之是 医骨化进於 行不或或之役 设置之情。 各之是 医骨化进於 行不或或之役 设有者人 團排率發法受第,其 法三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	東京の 真 投訴係院、係用 之 ,能之變為 元則選 責 檢訴條院、停屆 政 而沒行造投 以以舉 人 察、例應第上滿 治 許收使投票 下上支員 競 ;首規六工工職復 選 不,處系才 霊刑會 選 地,定個、務職 舉 不〕處系才 金剛	者的人物 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	人員之主管機關先行停. 管法院檢察署檢察長督. 之。 項、第一百零二條第一. 年以下有期徒刑。 行使者,處三年以下有.	率所屬檢察官,分區3 項第一款或其預備犯5	查察,自動檢舉有關妨害選舉、罷免之 或第一百零三條之罪,經法院判處有期